学校法人光華学園
光華幼稚園

２歳児子育て支援事業の実施について

本園でも京都府による多子世帯等の２歳児に係る子育て支援事業の支援を実施致します。

【利用料減免の対象者】

次の要件のいずれかに該当する世帯の未入園の２歳児（当該年度当初に満２歳である幼児）。

【要件】

１　多子世帯等の子ども

①　多子世帯

（１）幼稚園、（２）認定こども園、（３）特別支援学校幼稚部、（４）保育所、（５）事業所内保育事業所、（６）企業主導型保育事業所、（７）児童発達支援、（８）医療型児童発達支援施設、（９）居宅訪問型児童発達支援、（１０）児童心理治療施設、（１１）小学校第１学年～第２学年に在籍（利用）している子どもがいる世帯

②　生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

③　市町村民税所得割課税額 57,700 円未満世帯又は
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等（※）
※ひとり親世帯等
保護者又はその世帯内の子どもが次のいずれかに該当する場合
・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

④　第１子
「在宅２歳児親子登園支援事業」を実施する私立幼稚園を利用する２歳児（当該年度当初に満２歳である幼児）で、１の要件に該当しない２歳児

【減免の対象期間】

対象者が、幼児教育・保育の無償化の対象となる月の前月までとする。

【利用料の減免額】

	第１子	第２子	第３子以降
①　多子世帯		減免額/9,000 円	減免額/18,000 円
②　生活保護世帯・住民税非課税世帯	減免額/18,000 円		
③　住民税所得割課税額 57,700 円未満世帯・住民税所得割課税額 77,101 未満のひとり親世帯等	減免額/9,000 円	減免額/18,000 円	

④ 第３条第１項第１号から第３号の規定に該当しない世帯	２歳児が第１子に該当する場合	減免額/6,000 円

実施例

１　多子世帯等の子ども

① 多子世帯

複数の子どもが幼稚園等を同時に利用する場合、小学校第２学年以下の子どもを第１子とカウントし、第２子の利用料の 9,000 円を減免、第３子以降の利用料の 18,000 円を減免

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小１	小２
例１			第２子【9000円減免】			第１子（保育所在籍）		
例２			第３子【18000円減免】		第２子（幼稚園在籍）			第１子

小３以上はカウントしない。

② 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯

同時利用かどうかにかかわらず、第１子以降の利用料の 18,000 円減免を減免

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小１	小２	小３
例３			第１子【18000円減免】						

※カウントの年齢制限なし。
小３以上もカウントする。
（一律 18,000 円減免）

③ 市町村民税所得割課税額 57,700 円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

同時利用かどうかにかかわらず、第１子の利用料の 9,000 円を減免、第２子以降の利用料の 18,000 円を減免

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小１	小２	小３
例４			第１子【9000円減免】						
例５			第２子【18000円減免】						第１子

※カウントの年齢制限なし。
小３以上もカウントする。

２　第１子【拡充】

「在宅２歳児親子登園支援事業」を実施する私立幼稚園を利用する２歳児で、２の多子世帯等の要件のいずれにも該当しない場合、２／９を減免

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小１	小２	小３
例１			第１子【6000円減免】						